

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	上熊本地区 (池田上、池田下、柿原、荒尾、横手)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月4日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上熊本地区は、金峰山の東側に位置し小面積な田畑が多く、車では通行困難な場所もあり、耕作放棄地の増加や鳥獣による被害も増加している。また、住宅地に近接している農地も多く、地域住民と協力の元で農作業を行う必要がある。
現在の耕作者も高齢化が進んでおり、後継者や新たな担い手の育成が今後の課題となってくる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

上熊本地区は、山間部での柑橘類を中心に営農されている。今後も現状の作型を維持するため、後継者や担い手の確保・育成をすすめ、地域農業の担い手に農地を集積していくことで、産地を維持していく。
鳥獣による被害も多いため、電気柵などの早急な対策を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農振農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。□

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	農地中間管理機構を活用し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手への農地集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	農地中間管理機構を積極的に活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針	地元での話し合いにより必要となった場合に取組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	新規就農者などの新たな農業者の確保を進め、将来の地域農業の担い手として育成していく。 農家の世代交代を円滑に進められるよう、県・市・JAとも連携して取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	必要に応じて取組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、農作物の被害防止を図る。